

第Ⅳ章 指導監査等の実績

- 主な指摘事項等

1. 健康福祉課関係

(1) 令和6年度 児童扶養手当支給事務指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
主管課の業務体制の状況	
障害認定医の配置	・ 児童扶養手当の障害認定を行うための障害認定医について、「児童扶養手当の認定等に関する事務の委譲等に伴う児童扶養手当の事務取扱いについて」(平成14年7月30日雇児福発第0730001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、障害毎の障害認定医を委嘱するなど障害認定の体制整備をすること。
関係機関等との連携の状況	
所得更正の把握	・ 本人及び扶養義務者等の所得更正の把握が不十分であるため、税務関係部局との連携により漏れなく把握し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
規則に定める様式の整備	・ 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)に定める様式において、同規則に定める以下の事項が盛り込まれていないことから、これらの事項を満たすよう改めること。 > 障害基礎年金等を受けられるとき(児童を有する者に係る加算部分に限る)欄: 認定請求書、額改定請求書及び現況届 > 養育費の取り決めの有無欄: 認定請求書 > 父又は母が拘禁されている場合の氏名、拘禁終了予定年月日欄: 現況届 > 本人の障害の有無欄: 現況届
認定請求書等受理の状況(額改定請求書を含む)	
認定請求書の請求年月日がないまま受理	・ 請求年月日の記入がない事例があったため、認定請求書の請求年月日は手当の支給月を決定する重要な事項であることから、「児童扶養手当市等事務取扱準則について」(平成14年7月4日雇児発第0704003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、請求者に請求年月日を記入させること。
遺棄を支給事由とする認定請求書	・ 遺棄を支給事由とする認定請求において、本人の申立書及び遺棄調書はあるものの、福祉事務所長等の証明書が添付されていない事例があったため、遺棄を支給事由とする認定請求の際は、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)に基づき、福祉事務所長等の証明書があることを確認した上で認定すること。
父母障害の認定事務	・ 父母障害の認定について、障害認定診断書上の検査所見、日常生活の介助指導・必要度等から認定基準等に該当すると判断した理由及び該当号数の記録がない事例があったため、「児童扶養手当法施行令(別表第二)における障害の認定要領について」(昭和36年12月21日児発第1374号厚生省児童局長通知)の認定基準及び認定要領に基づき適正な審査を行うとともに、総合的判断により認定を行う場合には、その理由を具体的かつ明確に記録すること。
額改定請求書の認定事務	・ 額改定請求書の認定事務において、新たな対象児童にかかる戸籍抄本がないまま認定している事例や未婚であるにもかかわらず事実婚解消等調書がないまま認定している事例があったため、額改定請求書の認定に当たっては、必要な書類が添付されていることを確認した上で認定すること。
認定請求書の審査及び決定の状況	
受給資格者と扶養義務者が生計同一関係にならないことの確認	・ 受給資格者と同居所に居住している扶養義務者が生計同一関係にならないことについて、客観的な証明による確認が不十分な事例があったため、受給資格者と扶養義務者が生計を異にする申立を行う場合は、住居の見取り図(独立して別々に生活が営めるか判断するための挙証資料)、公共料金の契約・負担の状況など、生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを十分確

	認すること。
父又は母、児童の障害の有期認定	・父又は母、児童が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表に定める障害の程度に該当し、認定期間を定めて受給資格を認定する場合において、障害認定通知書を交付していない事例があったため、「児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」(令和元年5月31日子発0531第2号)に基づき、障害認定通知書を交付すること。
現況届の事務処理状況	
別居監護の事務処理	・現況届の事務処理において、他の市区町村に居住する児童や児童と同居せずに監護している場合、別居している児童の属する世帯の全員の住民票の写しが添付されないまま事務処理を行っている事例があったため、児童の属する世帯全員の住民票の写しが添付されていることを確認した上で事務処理を行うこと。
所得の額の把握	・給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の両方がある場合、20万円控除すべきところ、10万円のみ控除していた事例があったため、給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の両方がある場合には、児童扶養手当法施行令第4条第1項に規定する10万円控除を適用するとともに、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11に規定する所得金額調整控除も適用すること。
現況届未提出者の資格喪失処理	・現況届未提出者の事務処理について、既に対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了している事例や婚姻等が明らかであるにも関わらず資格喪失処理を行っていない事例があったため、関係公簿により明らかに受給資格に該当しなくなった受給者に対しては、職権により資格喪失処理を行うこと。
一部支給停止措置等の事務処理状況	
一部支給停止適用除外の事務処理	・確認期間において就業していることの確認として、証明日が空欄の雇用証明書が添付されている事例や親族の介護を行っていることの確認として、民生委員・児童委員等の証明等が添付されていない事例があったため、確認期間において就業していることを確認できる書類、受給資格者の親族が障害又は疾病等の状態にあることを確認できる書類及び介護を行わなければならない事情を明らかにする書類を添付させること。
一部支給停止措置等の事務処理	・一部支給停止措置を適用する受給資格者が、一部支給停止適用除外事由届出書を提出された場合、遡って適用除外としている事例や提出された月の翌月から適用除外としている事例があったため、一部支給停止措置を適用する受給資格者から、一部支給停止適用除外事由届出書が提出された場合には、提出された月から適用除外とすること。
受給資格喪失者に係る事務処理状況	
資格喪失届に係る事務処理	・戸籍や住民基本台帳等の関係公簿による確認を行った記録がない事例や市外への転出を事由とする資格喪失処理を行った事例があったため、関係公簿による確認、資格喪失に至った事実を明らかにする内容の申立や聴き取りを記録すること。また、市外への転出を事由とする資格喪失処理は行わないこと。
資格喪失日の誤り	・対象児童の児童福祉施設への入所措置による資格喪失について、資格喪失日を入所措置日当日としていた事例があったため、入所措置日の前日をもって資格喪失日とすること。
その他	
児童扶養手当給付費国庫負担金の事業実績報告書の訂正	・令和5年度児童扶養手当給付費国庫負担金の事業実績報告書について、過年度分支払取消額及び現年度分支払取消に係る歳出入未済額の計上誤りがあったため、十分精査した上で事業実績報告書の訂正等を行うこと。
公的年金給付等の受給確認	・現況届の審査事務において、受給者が公的年金給付等を受けることができると申告しているにもかかわらず、公的年金給付等の受給の確認を行わなかったため、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第13条の2に基づく支給制限の規定が適用されないまま手当を支給している事例があったため、公的年金給付等の受給状況を適切に確認するとともに、公的年金給付等の受給を確認した場合には、児童扶養手当法施行令第6条の5に基づき、手当額の差額支給月額額の算定について適切な事務処理を行うこと。

(2) 令和6年度 保護施設指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
施設の運営管理体制の確立	
直接処遇職員の配置について	・当該施設では、更生施設(定員 60 名)及び国通知(「保護施設通所事業の実施について」(平成 14 年3月 29 日付社援発第 0329030 号))に基づく通所事業(定員 30 名)の運営を行っており、国が定める直接処遇職員の配置基準は9名となっているが、職員配置状況について確認したところ、7名であり、2名不足していることが認められた。 については、国が定める配置基準に基づき、適切に職員を配置すること。

(3) 令和6年度 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
指定医療機関に対する指導等の実施状況	
個別指導における嘱託医等の医師の同行について	・指定医療機関へ個別指導を実施する際には、嘱託医等の医師が同行できるように検討すること。
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底	
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底について	・向精神薬の重複処方における適正受診の徹底について、改善に向けての取組が不十分である事例が認められたので、主治医等への確認や医療機関と協力して適正受診指導の徹底を図ること。
重複・多剤投与に係る適正受診指導	
重複・多剤投与者に対する適正受診指導の取組について	・一部の福祉事務所において、「処方内容等把握対象者の選定」後、「嘱託医や薬剤師等との協議による指導対象者の確定」が行われていない、又は「嘱託医や薬剤師等との協議による指導対象者の確定」は行われているものの「指導対象者に対する指導」が行われていない状況が認められた。 については、これらの福祉事務所に対して、本取組が適切に実施されるよう、引き続き本庁による指導を行うこと。

(4) 令和6年度 障害者自立支援等業務実地指導での主な指摘事項

<県に対する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
市町村指導について	・指導の実施率が低調である。
指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査	・運営指導(障害児)の実施率が低調である。 ・指定自立支援医療機関に対する指導が不十分である。
障害福祉サービス事業者等の指定事務	・指定障害福祉サービス事業者等の廃止の公示がされていない。 ・指定自立支援医療機関の辞退等の公示がされていない。 ・指定自立支援医療機関の指定の辞退の取扱いが不適切である。

<市に対する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査	・運営指導(障害者・児)の実施率が低調である。 ・指定自立支援医療機関に対する指導が不十分である。
障害福祉サービス事業者等の指定事務	・指定障害福祉サービス事業者等の廃止の公示がされていない。 ・指定障害児通所支援事業者等の廃止等の公示がされていない。 ・指定自立支援医療機関の指定日の取扱いが不適切である。 ・指定自立支援医療機関の辞退等の公示がされていない。 ・指定自立支援医療機関の指定の辞退の取扱いが不適切である。 ・指定自立支援医療機関の廃止届の取扱いが不適切である。

介護給付費等支給決定	・支給決定基準が未制定である。
自立支援医療費支給認定	・自立支援医療受給者証の医療の具体的方針欄への記入が不適切である。
自立支援医療費の審査点検	・自立支援医療費の審査点検が不十分である。
業務管理体制の整備に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・届出事務の対応が不適切である。 ・検査要綱が未制定である。 ・一般検査が未実施である。

(5) 令和6年度 養成施設に対する指導調査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
教育に関する事項	
介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの実施状況を確認したところ、救急蘇生法演習の時間を除くと、結果として、講義の実時間が 50 時間に満たないことが認められた。学校指定規則別表第4備考2において、「医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも 50 時間以上とするもの」とされていることから、当該科目を履修した学生に対し、説明を行った上で卒業するまでの間に不足する時間数に相当する補講を実施すること。併せて、講義の時間数が 50 時間以上となるよう授業概要の見直しを行い、変更を届け出ること。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4備考2) (社会福祉士及び介護福祉士施行令第4条第2項) (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 10 条第2項) (「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」別添2-I の9の2)
教員に関する事項	
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公衆栄養学」の教育内容を担当する専任教員が、配置されていない時期があったため、当該教育内容を担当する専任教員を配置するように適正に運営すること。 ・ 「基礎栄養学」又は「応用栄養学」のいずれかの教育内容を担当する専任教員が、配置されていなかったため、専任教員を配置すること。 (栄養士法施行規則(昭和 23 年厚生省令第2号)第 11 条第4号) ・ 管理栄養士養成の業務に従事する専任助手及び教員を明確に分け、本来の業務に支障が生じないようにすること。 ・ 専門分野を担当する管理栄養士が、配置されていない時期があったため、当該分野を担当する管理栄養士を3人以上配置するように適正に運営すること。 (栄養士法施行規則(昭和 23 年厚生省令第2号)第 11 条第5号) ・ 「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」を担当する専任教員(医師)が、配置されていなかったため、専任教員である医師を配置すること。 (栄養士法施行規則(昭和 23 年厚生省令第2号)第 11 条第6号) ・ 一部の教員について、教員の資格基準を満たしていないことが確認されたため、資格基準を満たす教員を配置すること。また、既に実施した授業については、資格基準を満たす教員による補講を計画し、学生に説明を行った上で実施すること。 (栄養士法施行規則(昭和 23 年厚生省令第2号)第9条第6号) (栄養士養成施設指導要領(平成 13 年9月 21 日健発第 936 号厚生労働省健康局長通知)第6の6) ・ 専任の助手の数は、5人以上と規定されているが、配置されていない時期があったため、規定の数を満たすように適正に運営すること。 (管理栄養士学校指定規則(昭和 41 年文部省、厚生省令第2号)第2条第1項第4号)
授業に関する事項	
栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修証明書について、学則に明示されている科目の名称及び単位数となっていないため適切に修正すること。 (栄養士施設指導要領の第 8 の 4) ・ 履修証明書について確認したところ、施行規則の教育内容に対応したものと明示した学則と異なっていることが認められた。 については、履修証明書について、施行規則の教育内容に対応した学則を踏まえ、適切に修正すること。 (栄養士施設指導要領の第 8 の 4)
学生に関する事項	

	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の出席簿の記録に不備が見受けられたため、集中講義を含め、生徒の出席簿の記録を確実に保存すること。 (栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号厚生労働省健康局長通知)第7の9)
	介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> 科目の履修認定状況を確認したところ、一般履修の認定については、指針Ⅰの6(4)において、「学校指定規則別表第4に基づき編成された各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。」とされているため、当該科目の補講を計画し、該当する学生に説明を行った上で実施すること。 (「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」別添2-Iの6(4))
その他の事項		
	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事務職員が置かれていないため、置くようにすること。 (栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号厚生労働省健康局長通知)第15の3)

2. 食品衛生課関係

令和6年度 登録検査機関に係る立入検査での主な指摘事項

指摘項目	確認事項	指摘内容
組織(文書)	前年度の立入検査時に、標準作業書の作成及び改定を検査員が作成担当者としている事例を多数認めため、検査区分責任者が作成及び改定するよう指摘した。当該事例の改善報告を受けたが、本年度の立入検査において、検査区分責任者が作成及び改定していない複数の標準作業書を認めた。	速やかに「登録検査機関における製品検査の業務管理要領」の2に基づき全ての標準作業書を検査区分責任者が作成及び改定し、製品検査部門責任者は当該標準作業書を承認すること。また、前年度の指摘事項が十分に改善されていない状況に鑑み、これを適切に実施する体制を整備すること。
	標準作業書について、一部の規定を手書きで修正を行い、2年以上経過しているが改定を行っていなかった。	検査区分責任者は、標準作業書の定期的な見直しを行い、適切な時期に改定すること。また、他の標準作業書についても同様の事例がないか確認すること。
外部精度管理調査	外部精度管理の結果について、信頼性確保部門責任者は改善措置の必要を認識していたにも関わらず、製品検査部門責任者に対して文書による報告を長期間行っていなかった。また、製品検査部門責任者が信頼性確保部門責任者に改善措置報告をしていたが、信頼性確保部門責任者は、当該改善措置の確認に長期間を要していた。	信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者への報告及び改善措置の確認を速やかに行うこと。また、進捗管理を徹底し、今後、改善措置に係る手続きを適切な時期に行う体制を構築すること。
	外部精度管理調査の改善措置について、製品検査部門責任者は信頼性確保部門責任者に報告していたが、信頼性確保部門責任者は改善措置の確認を行った記録を作成していなかった。また、外部精度管理調査に係る報告書の作成において、当該検査機関で規定する様式と異なる様式を使用していた。	外部精度管理調査の改善措置に係る手続きが「登録検査機関における製品検査の業務管理要領」並びに施設の定める「外部精度管理調査要領」に基づいて行われていないため、これらの手続きを適切に行うことができる体制を構築すること。また、必要に応じて「外部精度管理調査要領」を改定すること。

	<p>外部精度管理調査について、検査員から検査区分責任者に報告された検査結果と外部精度管理調査実施機関への報告書に齟齬が認められた。また、検査員は、検査区分責任者への検査結果の報告の際に当該検査に係るデータ及び標本等を提出しておらず、検査区分責任者のデータ及び標本等の確認の記録がなかった。</p>	<p>外部精度管理調査において、製品検査と同様にデータ及び標本等を含めて適切に検査記録を保存し、検査区分責任者が確認できるようにすること。また、検査結果記録の確認方法や検査結果報告の体制について確認し、外部精度管理調査の検査結果に齟齬が生じた原因究明を行い、改善策を講じること。</p>
<p>内部点検</p>	<p>信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者の内部点検結果に係る改善措置報告の確認記録を作成していなかった。</p>	<p>信頼性確保部門責任者は、改善措置の報告を受けたときは、講じた改善措置の確認を行い、その記録を適切に作成し保存すること。</p>
	<p>内部点検の改善措置報告について、検査区分責任者が信頼性確保部門責任者に報告している記録となっていた。</p>	<p>内部点検に係る手続きが「登録検査機関における製品検査の業務管理要領」並びに施設で定める「内部点検実施要領」に基づいて行われていないため、これらの手続きを適切に行うことができる体制を構築すること。また、必要に応じて「内部点検実施要領」を改定すること。</p>
<p>試薬等の管理</p>	<p>標準微生物株の管理について、標準作業書に標準微生物株の保存方法を規定しておらず、保存容器に保存方法の表示がなかった。また、当該標準作業書の改訂履歴について、最新の改訂履歴以前の記録がなかった。</p>	<p>検査区分責任者は、標準微生物株について保存方法を標準作業書に規定するとともに、保存容器に規定に基づき表示すること。また、標準作業書の作成及び改定を管理するリストを適切に作成すること。</p>
<p>機械器具の管理</p>	<p>恒温槽について、前年度の立入検査時に日常点検の温度の管理基準を定めるよう指導したが、本年度の立入検査においても管理基準を定めていなかった。</p>	<p>検査区分責任者は、恒温槽について検査の目的に応じた日常点検の管理基準を「機械器具保守管理標準作業書」に定めるとともに、検査員に対し定めた管理基準を周知し、適切な管理体制を構築すること。また、温度管理が必要な他の機械器具についても管理基準を適切に定めているか確認し、同様の管理を行うこと。</p>

	<p>ふ卵器の日常点検について、庫内温度が点検基準から逸脱していたが、機械器具保守管理標準作業書に規定している異常時の措置を行っていなかった。</p>	<p>検査区分責任者は、機器の保守点検において点検基準から逸脱した際には、標準作業書に規定された異常時の措置に基づいて対応し、適切に記録するよう検査員に改めて指導すること。また、機器の管理担当者及び検査区分責任者は適切に点検記録の確認を行うこと。</p>
<p>試薬等の管理</p>	<p>試薬等管理標準作業書に規定する試薬の容器に表示すべき事項について、一部の試薬の容器に入手年月日及び開封年月日を表示していなかった。</p>	<p>検査区分責任者は、検査員に対し、試薬の容器への表示を「試薬等管理標準作業書」に基づいて行うことを周知徹底し、適切にその確認を行うこと。</p>

3. 保険課関係

令和6年度 健康保険組合への実地指導監査における主な指摘事項
 <庶務関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
個人情報保護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・機密文書管理規程に基づき、機密文書管理責任者は、指定帳票を除く、機密文書の内容を評価して、機密区分を指定すること。また、当該機密文書は、機密文書管理台帳を作成する等、保存・管理の状態が確認できるようにすること。 ・機密文書管理規程に基づき、機密文書の保管庫の施錠及び開錠は、機密文書管理責任者又は機密文書管理責任者が文書で指定した担当者が行うこと。 ・システム等運用管理規程に基づき、データ保護管理者は、情報システム及びデータを取り扱う担当者として、当該取扱いが必要となる業務ごとに「事務担当者」を任命すること。 ・個人情報を含む文書の保管及び廃棄を外部委託する場合は、個人情報の保護に関する法律のほか、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドダンスに基づき、委託契約を締結したうえで行うこと。 ・システム等運用管理規程に基づき、部外者の立ち入りを制限する執務室に部外者が立ち入る場合には、入退室記録を作成し、同伴者等を含めて管理すること。 ・被保険者等の個人情報に関する処理を外部の業者に委託する場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係通知に掲げる事項を遵守するよう委託契約書上に漏れなく明記するとともに、業務処理状況の調査及び監査を定期的実施すること。 ・個人情報保護管理規程に基づき、教育研修等を実施すること。
役員の職務執行状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 12 月 26 日付保保発 1226 第 1 号通知及び平成 24 年 4 月 13 日付保保発 0413 第 4 号通知に基づき、自己点検シートによる確認を一年に一回行うこと。
組合会及び理事会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・選定議員は、規約に基づき互選議員の総選挙の日に選定すること。 ・議員の選出にあたっては、公平厳正に行わなければならないことから、同一被保険者が複数の立候補者の推薦者になることは適正ではないので改めること。 ・選挙長は、互選議員の立候補届を受理したときは、規程に基づき届出書の余白等に受理年月日を記載したうえで、理事長に通知すること。 ・常務理事の指名にあたっては、規約に基づき理事会の同意を得ること。 ・組合会における採決は、組合会会議規則に基づき行うこと。
その他庶務事項	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長への監事監査通知及び組合会への監事監査報告は、規程に基づく様式で行うこと。 ・公印管理規程を備えること。 ・公告すべき事項は、理事長の決裁を受けた後に、規約で定めている方法により漏れなく公告すること。

<保健事業関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
健康管理事業推進委員会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理事業推進委員会の活動において、保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定及び実施結果の分析・評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うこと。
保健事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の実施計画(データヘルス計画)については、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 308 号)に基づき公表すること。 ・特定健康診査等実施計画については、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 150 号)に基づき、実施計画において定めるべき事項を早急に整備すること。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、計画書で定める方法により公表すること。 ・特定保健指導については、被保険者等の健康増進に寄与するとともに、医療費適正化にも資することから、実施計画に基づく着実な実施に努めること。

<医療費適正化対策関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
医療費通知等の実施状況	・医療費通知を世帯ごとにまとめて通知する場合は、個人情報の保護に関する法律及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、黙示による包括的な同意を得ること。

<業務関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
資格取得及び喪失の取扱い	・資格取得届等に健康保険法施行規則第24条等に基づき、個人番号の記載を求めること。 ・適用関係届書に係る確認(決定)通知書は、理事長名で通知すること。 ・被保険者情報等の中間サーバーへの登録は、健康保険法施行規則第24条の4等に基づき、届出を受けた日から5日以内に行うこと。 ・退職後継続して再雇用された者については、平成25年1月25日付保保発0125第2号通知に基づき、その者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(事業主の証明等)を添付させること。
任意継続被保険者の取扱い	・任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。 ・任意継続被保険者の標準報酬月額の設定又は改定を行った場合は、健康保険法施行規則第45条に基づき、当該被保険者に通知すること。 ・任意継続被保険者に対して、保険料の前納制度について周知を図ること。
被扶養者の取扱い	・被扶養者の認定等を行った場合は、令和5年12月27日付事務連絡「被扶養者の認定等に係る通知への教示文の記載について」に基づき、教示文を付して被保険者あてに通知すること。
被保険者証・高齢受給者証の取扱い	・被保険者証は、日々受払いの管理を行うとともに、定期的に管理責任者において現品と受払簿の突合を行うこと。 ・被保険者証の廃棄については、被保険者証管理規程に基づき、適正に実施すること。
育児休業の取扱い	・育児休業等取得者申出書及び産前産後休業取得者申出書については、事実発生後に受付をすること。
介護保険適用除外の取扱い	・介護保険適用除外等該当届については、必要書類の添付を求め、住所の異動確認を十分に行うこと。
教示事項の取扱状況	・各種処分通知書及び保険料納入告知書については、平成28年3月28日付事務連絡「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」に基づき、教示文を整備すること。
療養の給付の状況	・限度額適用の認定にあたっては、平成19年3月7日付保保発第0307003号通知に基づき適正に行うこと。
現金給付の状況	・現金給付に係る一部不支給決定を行った場合は、その理由を付記したうえで、被保険者あてに通知すること。 ・現金給付に係る支給決定通知書及び不支給決定通知書については、理事長名で通知すること。 ・現金給付に係る支給申請書については、事故防止の観点から、受付経過簿を備えて受付後の処理経過を明らかにすること。 ・現金給付の支払いを事業主経由で行う場合には、被保険者から事業主への受領委任が必要であるので厳正に確認したうえで支払いを行うこと。

<経理全般>

項 目	主 な 指 摘 内 容
現金出納簿及び歳入・歳出簿	・現金出納簿と関係諸帳簿間の突合・確認については、相互チェック体制のもと定期的に行うこと。 ・出納員は、会計事務取扱規程に基づき、毎日の現金残高と帳簿残高を照合し、収支日計表を作成して常務理事の確認を受けること。

	・会計事務取扱規程に基づき、収支日計表は常務理事の確認を受けること。
--	------------------------------------

<歳入関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
歳入全般	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者の保険料の取扱いについては、適正に行うこと。 ・適用事業所の保険料の調定決議は、法令等で定められた届出期限経過後に行うこと。 ・労働安全衛生法に基づく健診を事業主から受託したことによる受入金(特定健康診査に相当する受入金を除く)は、(款)「雑収入」(項)「施設利用料」(目)「法定健診受託料」で収入すること。

<歳出関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
支出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収入支出予算科目の取扱いは、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。 ・耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の備品の購入については、営繕費から支出すること。 ・切手等、金券の管理については、事故防止の観点から、現物と受払簿の残枚数を確認し、常務理事の決裁を受けること。 ・職員厚生に係る費用を支出する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。 ・保健事業に係る補助金等を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。
科目流用及び予備費充当	<ul style="list-style-type: none"> ・組合会の議決事項である各項間の科目流用を、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受け、次の組合会で報告し承認を得ること。 ・予備費の充当は、規約(予備費の費途)に定められた予算科目に限られること。
前金払い	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払を行ったものについては、会計事務取扱規程等に基づき前金払整理簿を備え、その状況を明らかにしておくこと。
予算の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の変更は、予算の不足を来す前に行い、その執行は、健康保険法施行令第16条に基づき予算変更届出書を地方厚生局に届け出た後に行うこと。 ・予算変更届出書は、年度末(3月31日)までに地方厚生局に届け出ること。 ・組合会の議決事項である予算変更の手続きを、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受けるとともに、次の組合会で報告し承認を得ること。

<財産関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
決算の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・決算残金処分は、決算組合会での議決を得た後、速やかに行うこと。 ・繰越金は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰越をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
積立金の繰入	<ul style="list-style-type: none"> ・各種積立金の繰入は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰入をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
管理状況(確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種台帳は、財産管理規程に基づき、毎年度1回以上財産と照合し、その結果を明らかにするため確認年月日並びに確認者を記録すること。
管理状況(理事会)	<ul style="list-style-type: none"> ・準備金等財産の保有及び管理の具体的方法については、規約に基づき理事会の決定等所定の手続きを経ること。
台帳の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の整備を図ること。 ・各種積立金台帳は、財産の移動経過を正確に記帳すること。 ・各種積立金から生じた利子は、利子繰入をしない限り積立金とはならないため積立金台帳に記帳しないこと。 ・各種積立金台帳を出力し保管する場合は、事故防止の観点から、編綴し保管すること。 ・各種積立金台帳の整備を図ること。
財産処分	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の処分については、財産管理規程に基づき行うこと。

4. 企業年金課関係

令和6年度 確定給付企業年金書面監査及び実地監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
規約管理	○ 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。
	○ 事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。
	○ 資産管理運用機関等の名称を整備すること。
事業周知 (業務の概況について)	○ 毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
	○ 法令で定める事項を漏れなく周知すること。
	○ 法令で定める方法により周知すること。
給付	○ 加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	○ 裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資産運用	○ 積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
個人情報保護	○ 個人データを取り扱う従業者に対し、適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
	○ 特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。
代議員及び理事	○ 選定代議員及び互選代議員の選出の手続については、法令及び規約等に基づき適正に行うこと。
	○ 理事の選挙の手続については、適正に行うこと。
	○ 理事長代理については、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。
	○ 代議員及び理事の立候補届については、規程に基づき適正に取り扱うこと。
	○ 代議員会及び理事会における会議の状況及び決定事項は、詳細に記録保管しておくこと。

5. 指導監査課・各都県事務所関係

(1) 令和5年度 保険医療機関(医科)に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項 <診療録及び基本診療料等に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
診療録	
診療録の取扱いが不適切なので改めること。診療録は保険請求の根拠となるものであり、保険医は診療の都度、遅滞なく必要事項を記載すること。	
診療録等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・初診時の主訴・現病歴及び既往歴の記載が乏しい又は極めて乏しい。 ・初診時の家族歴及びアレルギー歴の記載がない又は乏しい。 ・医師による初診時及び日々の診療内容の記載が記載がない、乏しい又は極めて乏しい。 ・医師の診察に関する記載がなく、検査、注射、投薬、処置等の治療が行われている。 ○ 傷病手当金に係る意見書を交付した場合であるにもかかわらず、労務不能に関する意見欄への記載がないので改めること。 ○ 職員等に対する診療(自家診療)について、診療録への記載がない。 ○ 診療録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険診療の診療録と保険外診療の診療録とを区別して管理していない。 ・保険診療を行ったにもかかわらず、診療内容を保険外診療の診療録にのみ記載している。
傷病名等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病名の記載が多数又は一部漏れている。 ・傷病名の診療開始日、終了日、転帰の記載が誤っている。 ・傷病名の転帰の記載がない。 ・診療録と診療報酬明細書の記載が一致しない。 ・継続して治療中の疾患であるにもかかわらず、傷病名の診療開始日をより新しい日付に変更している。 ・継続して治療中の疾患であるにもかかわらず、傷病名を診療録の傷病名欄から削除している。 ・請求事務担当者が傷病名を記載している。傷病名は、必ず医師が記載すること。 ○ 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的な診断根拠がない傷病名 ・実際には「疑い」の傷病名であるにもかかわらず、確定傷病名として記載しているもの ・実際には確定傷病名であるにもかかわらず、「疑い」の傷病名として記載しているもの ・急性・慢性の記載がない傷病名 ・左右の別の記載がない傷病名 ・部位の記載がない傷病名 ○ 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名(いわゆるレセプト病名)が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。 ○ 傷病名を適切に整理していない例が認められた。傷病名には正しい転帰を付して、適宜整理すること。
基本診療料等	
初診料、再診料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・現に診療中の患者に対して新たな疾病の診断を行った際に、初診料を算定している。 ・慢性疾患等明らかに同一の疾病又は傷病の診療を行った場合にもかかわらず、傷病名欄の診療開始日をより新しい日付に変更し、初診料を算定している。 ・健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が治療

	<p>を開始した場合にもかかわらず、初診料を算定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話等による再診について、再診以後、当該患者又はその看護に当たっている者から直接又は間接に、治療上の意見を求められて、必要な指示を行った場合に該当しないものについて算定している。 ・外来管理加算について、患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載がない。患者からの聴取事項や診察所見の要点を、事務員が聞き取り診療録へ記載したことをもって算定している。処置、リハビリテーション等を行っているにもかかわらず算定している。 ・休日加算について、医療機関の指示又は都合により、対象となる時間帯に診療を開始した患者について算定している。
--	--

<特掲診療料に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
医学管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載がない又は個々の患者の状態に応じた記載になっていない。 ・算定対象外である主病について算定している。 ・主病でない疾患について算定している。 ○ 特定薬剤治療管理料1 薬剤の血中濃度、治療計画の要点について診療録への記載又は添付がない例が認められたので改めること。 ○ 悪性腫瘍特異物質治療管理料 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点について診療録への添付又は記載がない。 ○ てんかん指導料 治療計画、診療内容の要点について診療録への記載がない。算定対象となる標榜診療科の専任の医師以外の医師が診療している。 ○ 難病外来指導管理料 治療計画、診療内容の要点について、診療録への記載がない又は不十分である例が認められたので改めること。 ○ 在宅療養指導料 保健師、助産師又は看護師が、患者ごとに作成した療養指導記録に、指導の要点、指導実施時間を明記していない。 ○ 慢性維持透析患者外来医学管理料 計画的な治療管理の要点について診療録への添付又は記載がない。 ○ がん性疼痛緩和指導管理料 麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画、指導内容の要点の診療録への記載がない。 ○ 生活習慣病管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・療養計画書を作成していない又は交付していない。 ・療養計画書の写しを診療録に添付していない。 ・療養計画書に患者の署名がない。 ○ ニコチン依存症管理料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・「禁煙治療のための標準手順書」(日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会の承認を得たものに限る)に則った禁煙治療について、患者に対し文書により同意を得ていない。 ・治療管理の要点について診療録への記載がない。 ○ 診療情報提供料(I)について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・紹介元医療機関への受診行動を伴わない患者紹介の返事について算定している ・紹介先の機関名を特定していない文書で算定している。 ・交付した文書の写し(薬局に対しては他に処方箋の写し)を診療録に添付していない
在宅医療	
往診料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療をしたものについて算定している。
在宅患者訪問診療料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療録への訪問診療の計画、診療内容の要点、当該在宅患者に対する診療時間(開始時刻及び終了時刻)及び診療場所の記載がない又は不十分である例が認められたので改めること。 ○ 当該患者又はその家族等の署名付の訪問診療に係る同意書を作成していない又は作

	<p>成した上で診療録に添付していない。</p> <p>○ 当該保険医療機関からの訪問診療を必要とする絶対的な理由のない、16キロメートルを超える訪問診療について算定している。</p>
在宅時医学総合管理料	○ 診療録への在宅療養計画・説明の要点の記載がない。
在宅患者訪問看護・指導料	○ 保健師、助産師、看護師又は准看護師に行った指示内容の要点の記載がない。
在宅療養指導管理料等	<p>○ 在宅自己注射指導管理料の算定において、診療録に当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がない、又は、不十分な例が認められたので改めること。</p> <p>○ 在宅自己注射指導管理料の算定において、指導内容を記載した文書を患者に交付していない。</p> <p>○ 在宅酸素療法指導管理料の算定において、対象とはならない患者に対して算定している。当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない。</p> <p>○ 在宅中心静脈栄養法指導管理料の算定において、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない。</p>
検査・画像診断	○ 必要以上に実施回数の多い検査及び画像診断の例が認められたので改めること。個々の患者の状況に応じて必要な項目を選択し、必要最小限の回数で実施すること。
投薬・注射・薬剤料	<p>○ 処方料の特定疾患処方管理加算1 算定対象の疾患が主病でない患者について算定している。</p> <p>○ 処方箋料の特定疾患処方管理加算1・2 算定対象の疾患ではない又は疾患が主病でない患者について算定している。</p> <p>○ 処方料の特定疾患処方管理加算2 全身的な医学管理を行っていない疾患について算定している。算定対象となる主病以外の疾患に係る薬剤を28日以上処方して算定している。</p>
リハビリテーション	○ リハビリテーション実施計画書について、別紙様式 21 を参考としたリハビリテーション実施計画書を作成していない。3か月毎に、患者又はその家族に対して実施計画書を交付していない。リハビリテーション実施計画書の作成時に患者又はその家族等に対して実施計画書の内容を医師が患者に説明していない。

＜その他(管理・請求事務等)の事項に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
診療録等	<p>○ 診療録の様式が、定められた様式(保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号(一))に準じていない例が認められたので改めること。</p> <p>○ 診療録について、保険診療の診療録と保険外診療(自由診療、予防接種、健康診断等)の診療録と区別して管理していない。</p>
一部負担金等	○ 領収証等の交付について、次の不適切な事項が認められたので改めること。 ・明細書を交付していない。
掲示・届出事項等	<p>○ 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。</p> <p>・施設基準に関する事項を掲示していない。</p> <p>・明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。</p> <p>・明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。</p> <p>・保険外併用療養費に関する事項を掲示していない。○ 届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。</p>

(2)令和5年度 保険医療機関(歯科)に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項
 <診療録及び基本診療料等に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
診療録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録に記載した後、署名又は記名押印すること。 ○ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。 ○ 診療録第1面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・部位、傷病名、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない、不十分である又は間違っている ・傷病名にP、G、C、Pul、Per の略称を使用しており、病態に係る記載がない ○ 診療録第2面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・症状、所見、診療方針について記載がない、不十分である
基本診療料等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科初診料について、治療の継続性が認められる診療に対して算定している例が認められたので改めること。 ○ 歯科診療特別対応加算について、著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

<特掲診療料に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
医学管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科疾患管理料について、算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等)、口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等)、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。 ・2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。 ・歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。 ○ 歯科衛生実地指導料1 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。 ・情報提供文書に記載すべき指導等の内容、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、口腔衛生状態(う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。)、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。 ・情報提供文書の作成、提供を行っていない。 ・歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療録に記載すべき内容について、記載がない、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時刻(開始時刻と終了時刻) ・歯科訪問診療の際の患者の状態等(急変時の対応の要点を含む) ○ 訪問歯科衛生指導料について、歯科衛生士等に指示した内容の要点を診療録に記載していない。
検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療録に検査結果の記載がない又は検査結果が分かる記録を添付していない例が認められたので改めること。
投薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、症状、経過等を考慮の上、投薬量等をその都度決定すること。 ○ 用法・投薬回数について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
歯周治療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「歯周病の治療に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。 ○ 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、診療内容の充実を図ること。
処置	<ul style="list-style-type: none"> ○ う蝕処置について、算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
歯冠修復及び欠損補綴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補綴時診断料 <ul style="list-style-type: none"> ・診療録に記載すべき製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を記載していない。 ○ クラウン・ブリッジ維持管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

＜その他事務的な事項に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
事務的取り扱いに係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。
掲示事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明細書の発行に関する事項を掲示していない。 ○ 明細書の発行に関する事項の一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。 ○ 施設基準の届出事項に関する事項を掲示していない。
一部負担金に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行していないことが認められたので改めること。

(3)令和5年度 保険薬局に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項

＜処方せん、調剤録及び調剤内容に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
処方箋の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬局の所在地、保険薬局の名称、調剤済年月日、保険薬剤師の署名又は記名押印、医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容、処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
調剤技術料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果(適応症)での処方に係る薬剤調製料を算定している。 ・処置に当たって使用する薬剤に係る薬剤調製料を算定している。 ○ 自家製剤加算の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示がない場合に算定している。 ・医師の指示がないにもかかわらず、錠剤を分割して算定している。 ・調剤録等に製剤工程を記載していない。 ・調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
薬学管理料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調剤管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているものに係る調剤管理料を算定している。 ・処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行っていない場合に算定している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 服薬管理指導料 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の体質、アレルギー歴、副作用歴、服薬状況(残薬の状況を含む。)、薬学的管理に必要な患者の生活像、疾患に関する情報(傷病名、既往歴・合併症・他科受診において加療中の疾患に関するもの)、患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)、患者又はその家族等からの相談事項の要点、併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況、服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況、後発医薬品の使用に関する患者の意向 ○ 薬剤服用歴の記録について、次の記載がない、不十分又は不適切である。 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の基礎情報(住所、必要に応じて緊急時の連絡先)、処方及び調剤内容(処方内容に関する照会の内容等)、患者の体質、アレルギー歴、副作用歴、 ・薬学的管理に必要な患者の生活像 ・疾患に関する情報(傷病名、既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの) ・併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む)等の状況 ・服薬状況(残薬の状況を含む) ・患者又はその家族等からの相談事項の要点、服薬指導の要点、手帳を活用しなかった理由と患者への指導の有無、今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点 ○ 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬の服用状況、残薬の状況、保管状況を電話等により定期的に確認していない。 ・残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。 ・麻薬による鎮痛等の効果及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無の確認を行っていない。 ○ 特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。 ・特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。 ・薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。 ・従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない又は画一的である。 ○ 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録に記載していない又は記載が不十分である。 ・患者の状態にかかわらず初めて処方された薬剤について、漫然と算定している。 ・薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない又は不十分である。 ・薬剤服用歴の記録に患者個人に合った説明や指導の要点の記載がない。 ・薬剤服用歴等に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない。
--	---

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
事務的取り扱いに係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示が適切に行われていない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬局の表示、届出されている施設基準の内容を局内に掲示すること。 ・個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行に関する事項がない又は掲示が不十分である。 ・オンライン資格確認を行う体制を有していることを当該保険薬局の見やすい場所に掲示していない。 ○ 届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。